

人権だより

NO.103

令和7年11月発行

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課 人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1（県庁2F）

☎058-272-1111（内線3052） 直通058-272-8250

（家族のお手伝いをひとりでがんばりすぎていませんか？）

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをヤングケアラーといいます。もしあなたが悩んでいたら、友人から相談されたら、市町村の窓口やSNSで相談してみましょう。

（家族のお世話にはこのようなものがあります）



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：ヤングケアラーについて(こども家庭庁)(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

ヤングケアラーについて(こども家庭庁)(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)を加工して作成

（お住まいの市町村の相談窓口）

お住まいの市町村の相談窓口を岐阜県公式HPで公開しています⇒



（LINEで話せる場所があります（無料））

自分のこと・家族のこと、不安や悩みをひとりで抱えていませんか？

家族のケアを経験した相談員、専門の資格を持つ相談員（社会福祉士、臨床心理士、キャリアコンサルタント等）がお話してできるのを待っています。お気軽にご相談ください。

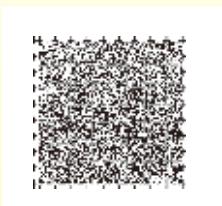
「若者ケアトークルーム」(ぎふヤングケアラーSNS相談窓口)
友だち追加はこちらから▶



■相談対応時間 平日11時から20時まで

※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

※メッセージの送信は24時間可能です。



DV・デートDVって？

DV・デートDVは暴力によって相手を支配しようとする行為です。

DV = 夫婦の間で起こる暴力

デートDV = 恋人の間でおこる暴力

暴力にはさまざまな種類があります

体への暴力

たたく、殴る、蹴る、突き飛ばす、髪を引っ張る。



心への暴力

嫌な呼び方をする、無視する、大声で怒鳴る、バカにする、交友関係を制限する、スマホを勝手に見る。



お金に関する暴力

デート代をいつも払わせる。貸したお金を返さない。



性の暴力

同意がないのにキスやセックスをする、裸の写真を見せる。SNSなどで裸の写真を送れなどと言う。



デートDVはなぜ起こるの？

付き合っているのだから自分の思い通りになるのが当然と思っている。
自分以外の異性とは仲良くしてほしくない、独り占めしたいと思っている。

デートDVをしないようにするためには

相手のことが大切なら、相手の立場に立って、相手の気持ちを尊重することです。
お互いが対等な立場で付き合える関係を築いていきましょう。

デートDVをされないため大切なこと

自分の気持ちを言葉で伝えましょう。されて嫌なことは、嫌だと言いましょう。
辛い、怖い、嫌だと感じたら、その場を離れましょう。逃げましょう。

デートDVをされたらどうするの？

デートDVをされたあなたは、悪くありません。
一人で悩まないで、専門の相談窓口に相談しましょう。

もし、あなたが恋人のことで悩んでいたら、ひとりで悩まないで、一緒に考えててくれる専門の相談窓口に相談してみましょう。もし友人から相談されたり、気づいたりした時には、ぜひ「あなたは悪くないよ」と伝えてください。そして、相談先を教えてあげましょう。

●岐阜県DV専用ダイヤル●

TEL 058-201-5610 毎日9:00~24:00



ちょっといい話を紹介します(55)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったりといった経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学校

私もヘアドネーションコンを

今年の始め、ヘアドネーションのことを知った。「男子でもいいわ」という新聞記事に、中学生の男子が一年半も伸ばしていた髪を、医りより用のウイッグに使っておじいのために切ったという内容が書かれていた。



中学校

無言のあたたかさ

親と朝ケンカをしてしまったある日、あまりの怒りで早く家を出て急いで学校に向かった。怒りが込みあげる登校中、あるいは気付いた。かばんの中に、筆箱がなかった。とうに帰のいし思えぱでさるが、親とけんかしたのもあり、忘れ物を

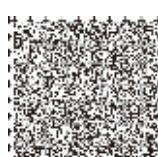


とうに行けなかつた。あきらめるかと思つたしゅんかん、親が車で私の所まで来て、筆箱を届けにきててくれた。親は「一カツ」と笑い、車を走らせた。無言で受けとつてしまつたけじ、心の中は温かかつた。

高等学校

わづけなご助け合

私は母とスーパーに行つた。母とショッピングをして歩いていた時に、店員さんが商品を落としてしまつた。私はすぐさま一緒に拾おうとする。周囲にいたお客さんも手伝う姿があつた。私はそんな行動から見て見ぬふりができるない心のあたたかさと、誰かではなく自分がといふ、その中にいる雰囲気に嬉しくなつた。人を大切にする人は自分のことも大切にできると思ふ。お互いが助け合うことが共生につながるかと考えた。



人権だよりNO.103 アンケート

この度は、人権だよりNO.103をご覧いただきありがとうございます。

今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まった ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ① : P1 ヤングケアラーについて
② : P2 DV・デートDVについて
③ : P3 ちょっといい話について

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障害のある人 ⑤ 部落差別（同和問題） ⑥ アイヌの人々
⑦ 外国人 ⑧ 感染症 ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩ 刑を終えて出所した人
⑪ 犯罪被害者やその家族 ⑫ インターネット上の人権侵害
⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題 ⑭ ホームレス ⑮ 性的指向及び性自認に係る問題
⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等） ⑰ 震災等の災害に関する人権問題
⑱ 職場での人権問題 ⑲ 個人情報保護の問題

【5】「岐阜県人権啓発センター」を知っていますか。

- ① 知っている ⇒ 【6】へ ② 知らなかった ⇒ 【7】へ

【6】何で知りましたか。

- ① 県からの案内 ② チラシ ③ 人権だより
④ インターネット（県HP等） ⑤ その他（ ）

【7】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

＜回答方法＞

- インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合
右のQRコードを読み取って専用の回答フォームへ入力してください。
- こちらのアンケート用紙で回答する場合
このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。

アンケートは
こちら↓



＜宛先＞ 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県庁 環境エネルギー生活部 人権施策推進課

TEL: 058-272-8250

FAX: 058-278-2615

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

